

青森県報

号外第二十九号

平成二十二年
三月三十一日
(水曜日)

目 次

条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例……………(税 務 課)…
青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (同) ……三

条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十五号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第八条の二第二項中「同項の」を「県民税に関する」に改め、同条第三項中「第九条の六第一項」を「第九条の七第一項」に改める。

附則第九条の二の見出し中「税率等」を「税率」に改め、同条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、「当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り」を削り、「かかわらず」の下に「、当分の間」を加え、同条第二項

中「第十二条の二の二第四項」を「第十二条の二の三第二項」に改め、同条第三項中「第十二条の二の二第五項第一号」を「第十二条の二の三第三項第一号」に、「同条

第二項」を「法附則第十二条の二の二第二項」に改め、同条第四項中「第十二条の二の二第六項」を「第十二条の二の三第四項」に改め、同条第五項中「第十二条の二の二第七項各号」を「第十二条の二の三第五項各号」に改め、同条第六項中「第十二条の二の二第八項」を「第十二条の二の三第六項」に改め、同条第七項中「第十二条の二の二第九項各号」を「第十二条の二の三第七項各号」に改め、同条第八項中「第十二条の二の二第十項各号」を「第十二条の二の三第八項各号」に、「同条第十二項若しくは第十三項」を「法附則第十二条の二の五第一項若しくは第二項」に、「平成二十二年三月三十一日までに」を「平成二十二年八月三十一日(法附則第十二条の二の三第八項第二号に掲げる自動車にあつては、平成二十三年八月三十一日)までに」に、「第十二条の二の二第十項第一号」を「第十二条の二の三第八項第一号又は第三号」に、「百分の二(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に)行われた場合に」を「百分の一」に、「を、同項第三号」を「(当該取得が平成二十二年十月一日から平成二十三年八月三十一日までの間に)行われた場合に」を「百分の一」を「百分の一」に、「を、同項第三号」を「(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に)行われた場合に」あつては、百分の〇・五」を「百分の〇・五」に改め、同条第九項を削る。

附則第九条の二の六を附則第九条の二の八とする。

附則第九条の二の五中「平成三十年三月三十一日までに第四百二十二条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第四百四十三条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第四百四十二条第六項の規定に該当するに至つた場合における」を削り、「かかわらず」の下に「、当分の間」を加え、同条を附則第九条の二の六とし、同条の次に次の一条を加える。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

第九条の二の七 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第八十九条第一項の規定による告示の日属する月の翌月の初日以後に第四百二十二条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第四百四十三条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第四百四十二条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第八十九条第二項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第四百十二条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第四百四十三条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第四百四十二条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

附則第九条の二の四第一項中「第十二条の二の四第二項」を「第十二条の二の七第二項」に改め、同条第二項中「第九条の二の四第一項各号」を「第九条の二の五第一項各号」に改め、同条第三項の表中「第九条の二の四第一項」を「第九条の二の五第一項」に、「第九条の二の四第三項」を「第九条の二の五第三項」に、「第九条の二の四第二項」を「第九条の二の五第二項」に改め、同条を附則第九条の二の五とする。
附則第九条の二の三を附則第九条の二の四とし、附則第九条の二の二の次に次の一条を加える。

(自動車取得税の免税点の特例)

第九条の二の三 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第二百二十九条の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

附則第九条の三第一項中「第三項において」を「次項及び第三項において」に改め、「(次項において「電気自動車等」という。)」を削り、同項第一号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同条第二項の表以外の部分を次のように改める。

次に掲げる自動車に対する第百五十二条の規定の適用については、当該自動車がある平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十三年度分の自動車税に限り、当該自動車がある平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十四年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

一 電気自動車

二 法附則第十二条の三第三項の規定の適用を受ける同項第二号に規定する天然ガ

ス自動車

三 法附則第十二条の三第三項の規定の適用を受ける同項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)(が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則第五條の二第八項に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)(に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に定める窒素酸化物の値で同令附則第五條の二第九項に規定するもの(以下この条において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)(の四分の一を超えないもので同令附則第五條の二第十項に規定するもの

附則第九条の三第三項第三号中「第五條の二第八項」を「第五條の二第十三項」に改め、同条第四項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「第五條の二第九項」を「第五條の二第十四項」に、「(第二項)」を「(前項)」に、「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年年度分」に改め、「当該自動車がある平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年度分の自動車税に限り」を削り、同条第五項を削る。

附則第十二条中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第十三條の四を削る。

附 則

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 次項及び附則第四項に定めるものを除き、改正後の青森県条例(以下「改正後の条例」という。)(附則第八條の二第二項及び第三項の規定は、平成二十二年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 平成二十二年四月一日(以下「施行日」という。)(前に所得税法等の一部を改正

する法律（平成二十二年法律第六号）第十八条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下「旧租税特別措置法」という。）第九条の六第一項に規定する公開買付けに応じて行う同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした所得割の納税義務者の当該株式の譲渡による所得については、なお従前の例による。

4 旧租税特別措置法第九条の六第一項に規定する個人である所得割の納税義務者が、施行日から平成二十二年十二月三十一日までの間に、同項に規定する公開買付けに応じて行う同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした場合における当該株式の譲渡による所得については、改正前の青森県条例附則第八条の二第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法第九条の六第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第五十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第九条の六第一項」とする。

5 改正後の条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

6 改正後の条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

7 改正後の条例附則第九条の二の五の規定は、施行日以後に改正後の条例第四百四十二条第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税について適用し、施行日前に改正前の青森県条例第四百四十二条第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

8 改正後の条例附則第九条の三の規定は、平成二十二年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

青森県条例の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十六号

青森県条例の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県条例の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業（過疎地域自立促進特別措置法第三十条に規定する情報通信技術利用事業をいう。）」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県条例の特別措置に関する条例第五条第一号の規定は、平成二十二年四月一日以後に製造の事業、同号に規定する情報通信技術利用事業又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用し、同日前に製造の事業、ソフトウェア業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭